

おくやみガイドブック



川崎市 麻生区

令和8年10月

おくやみコーナーについて

死亡届提出後の手続きに関してご相談をお受けいたします。

予約専用コールセンター

044-200-1500

受付時間 午前9時～午後4時45分

(土日祝休日、年末年始を除く)

ご予約は来庁希望日の**4開庁日前の午後3時**まで

ご遺族の方へ

このたびのご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、悲しみや先々のご不安もあるなか、さまざまな申請や届出に関する手続きが必要になってくると存じます。

本紙では、それらのうち、区役所での手続きを中心に、必要なものにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようご案内をいたします。

事前準備について

麻生区役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、麻生区役所へお越しください。



区役所の「おくやみコーナー」では、ご遺族が迷わず区役所での手続きができるよう、必要な手続きのご案内や申請書の作成支援等を行っております。利用方法は以下のとおりです。

「おくやみコーナー」の利用方法

STEP 1

「おくやみコーナー」の利用予約

コールセンターに電話しご予約ください。

予約専用コールセンター

電話 044-200-1500

受付時間 午前9時～午後4時45分(土日祝休日、年末年始を除く)

※来庁希望日の4開庁日前の午後3時までにご予約ください。

STEP 2

必要な持ち物の連絡

予約日の前日までに「おくやみコーナー」から、来庁時に必要な持ち物をご連絡します。

STEP 3

来庁し「おくやみコーナー」を利用

おくやみコーナー

開設時間 午前9時～12時、午後1時～4時(土日祝休日、年末年始を除く)

開設場所 麻生区役所3階3A番窓口

来庁時の持ち物について

- ・このページでは、手続きに必要な、主なお持ちものについて掲載しています。
- ・故人の状況により、ここでご案内しているもの以外にも必要なものが生じる場合もございます。
- ・なるべく一度にお手続きいただけるよう一覧としていますが、お手元にあるものをお持ちください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ **来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ **認印**（※相続人代表及び喪主）
- ☐ **預貯金通帳**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ **基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書など）**
- ☐ **国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する書類**
 - ・資格確認書（お持ちの方のみ）
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は加入者全員分
 - ・各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）（お持ちの方のみ）
 - ・葬祭の領収書、会葬礼状など
※葬祭費の申請のため、喪主及び亡くなられた方の氏名、葬祭日の確認ができるもの
- ☐ **介護保険被保険者証**
- ☐ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**
- ☐ **その他役所から交付された受給者証や福祉タクシー利用券など**

本人確認書類について

- ☐ **1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ **2点で本人確認できる書類**

公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）



麻生区で必要な手続きについては7ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期と存じますが、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※法律などで期限が定められていることから、「相続放棄・限定承認」は家庭裁判所、「所得税の準確定申告」や「相続税の申告」は税務署に必ずご自身でご確認ください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録に関する手続き	☐	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	☐	住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	世帯主死亡の場合で同一世帯に世帯員が2人以上いる	P.8
	☐	印鑑登録をしていた	
年金に関する手続き	☐	国民年金のみに加入又は受給していた	P.9
	☐	厚生年金に加入又は受給していた	P.10
	☐	共済年金に加入又は受給していた	P.11
	☐	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.12
	☐	心身障害者扶養共済制度年金を受給していた	
保険に関する手続き	☐	国民健康保険に加入していた	P.13
	☐	神奈川県後期高齢者医療制度に加入していた	P.15
介護保険に関する手続き	☐	介護保険被保険者証を持っていた	P.16
	☐	介護保険で介護認定を受けていた	
子どもに関する手続き	☐	満18歳の年度末まで(障害児は20歳未満)の子どもを養育している	P.17
	☐	満18歳の年度末まで(障害児・高等学校在学中の場合は20歳未満)の子どもを養育している	P.18
	☐	子どもが保育所などに入所している	P.19
	☐	子どもが学童に入所している	
	☐	児童手当を受給していた	P.20
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.21
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.22
	☐	ひとり親家庭等医療証を持っていた	P.23

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

区役所での主な手続き

相続について

葬儀

お葬式・火葬

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子どもに関する手続き	☐	小児医療証を持っていた、又は小児医療証をお持ちのお子さんの保護者が亡くなられた	P.23
	☐	交通事故・自然災害・不慮の事故で亡くなられた	P.24
	☐	市立小・中学校に通学又は入学予定のお子様がいる	
	☐	養育医療を受けていた	P.25
	☐	母子父子寡婦福祉資金貸付を受けていた	
福祉(障害)に関する手続き	☐	身体障害者手帳を持っていた	P.26
	☐	療育手帳を持っていた	
	☐	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.27
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	障害児福祉手当を受給していた	P.28
	☐	重度障害者医療証を持っていた	P.29
	☐	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)を持っていた	P.30
	☐	自立支援医療受給者証(育成医療)を持っていた	
	☐	経過的福祉手当を受給していた	P.31
	☐	心身障害者扶養共済制度に加入していた	
	☐	特定医療費(指定難病)受給者証を持っていた	P.32
	☐	小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた	
	☐	被爆者健康手帳を持っていた	P.33
	☐	身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っていた方の世帯が、水道料金・下水道使用料の減免制度を利用していた	P.34
	☐	公害医療手帳を持っていた	
福祉(高齢者)に関する手続き	☐	高齢者在宅サービス(介護保険外)を利用していた	P.35
	☐	水道料金・下水道使用料の基本料金減免制度(要介護)を利用していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
税金に関する手続き	☐	普通自動車を所有していた	P.36
	☐	軽自動車を所有していた	
	☐	125cc以下のバイク（原付1種・2種・特定小型）を所有していた	P.37
	☐	126～250ccのバイク（軽二輪）を所有していた	P.38
	☐	250cc超のバイク（小型二輪）を所有していた	
	☐	小型特殊自動車を所有していた	P.39
	☐	不動産（土地・家屋）を所有していた	P.40
	☐	固定資産税（土地・家屋・償却資産）が課されていた	P.41
	☐	市民税が課されていた	P.42
	☐	軽自動車税が課されていた	P.43
ペットに関する手続き	☐	犬を飼っていた	P.44
医療に関する手続き	☐	肝炎治療受給者証を持っていた	P.45
災害弔慰金に関する手続き	☐	交通事故又は労働災害により亡くなられた	
食品・環境衛生・動物取扱業・医療関連の事業に関する手続き	☐	食品営業・理美容所・クリーニング所・環境衛生営業・動物取扱業・医療機関・薬局・施術所・歯科技工所等の施設の営業を区内で行っていた	P.46
受水槽に関する手続き	☐	所有している建物に受水槽が設置されており、届出をしていた	P.47
医療関係免許・調理師関係免許・クリーニング師免許に関する手続き	☐	医療系（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）、栄養士、管理栄養士、調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師、クリーニング師の免許を持っている	P.48

区役所以外の主な手続きは49ページ以降を、相続については55ページ以降をご参照ください。

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細		期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。		なし
必要なもの	手続き可能な人	
☐ マイナンバーカード	どなたでも可	
	問合せ先	
	区民課 住民記録第1係 2階6番窓口 ☎ 044-965-5122	

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細		期 限
住民基本台帳カードは廃止となっています。 お持ちだった場合でも返納は義務ではありません。		なし
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 住民基本台帳カード	どなたでも可	
	問合せ先	
	区民課 住民記録第1係 2階3番窓口 ☎ 044-965-5122	

MEMO

世帯主死亡の場合で同一世帯に世帯員が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細		期 限
亡くなられた世帯主と同一の世帯に、世帯員が2人以上いる場合は必要となります。ただし、世帯主となる者が明らかであるような場合など、届出が必要のないこともあります。		死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 本人確認書類 (同一世帯の方のもの)	同一世帯の方	
	問合せ先	
	区民課 住民記録第1係 2階3番窓口 ☎ 044-965-5122	

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納又は破棄

手続き詳細		期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、この場合返納は義務ではありません。裁断・破棄してください。		なし
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 印鑑登録証（カード）	どなたでも可	
	問合せ先	
	区民課 住民記録第1係 2階3番窓口 ☎ 044-965-5122	

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金のみに加入又は受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 まずは最寄りの年金事務所にお問合せください。 年金事務所へ問合せた結果、区役所でも手続きが可能な場合は、必要書類をご確認の上お手続きください。	—
必要なもの	手続き可能な人
年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	—
	問合せ先 高津年金事務所 ☎ 044-888-0111 年金事務所予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 ※ 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6631-7521 保険年金課 国民年金担当 2階 12 番窓口 ☎ 044-965-5153

MEMO

厚生年金に加入又は受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 まずは最寄りの年金事務所にお問合せください。 ※手続き先は年金事務所となります。予約受付専用電話を利用してご予約の上、ご来所していただきますようお願いいたします。	—
必要なもの	手続き可能な人
年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	—
	問合せ先 高津年金事務所 ☎ 044-888-0111 年金事務所予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 ※ 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6631-7521

MEMO

2. 年金に関する手続き

共済年金に加入又は受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 まずは加入又は受給されていた共済組合、又は最寄りの年金事務所にお問合せください。	—
必要なもの	手続き可能な人
共済組合又は年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	—
	問合せ先 高津年金事務所 ☎ 044-888-0111 年金事務所予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 ※ 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6631-7521

MEMO

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 心身障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。 https://logoform.jp/form/FUQz/170699 	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 死亡診断書 ☐ 加入者の消除された住民票 ☐ 対象障害者の住民票 ☐ 加入証書 （紛失した場合は加入証書紛失届） ☐ 口座番号確認書類（対象障害者）	ご遺族 問合せ先 高齢・障害課 障害者支援係・精神保健係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159

心身障害者扶養共済制度年金を受給していた

手続き 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届の提出が必要です。 https://logoform.jp/form/FUQz/170691 	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 年金証書 （紛失した場合は年金証書紛失届） ☐ 対象障害者の消除された住民票 または死亡診断書の写し	ご遺族 問合せ先 高齢・障害課 障害者支援係・精神保健係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017102.html 	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の資格確認書（お持ちの方のみ。死亡届出時に回収済みである場合は不要。） ☐ 申請者の本人確認ができるもの ☐ 振込先金融機関、口座番号などの控え（葬祭を行った方（喪主）の名義） ☐ 会葬礼状又は葬祭領収書（喪主及び亡くなられた方の氏名、葬祭日の確認ができるもの）	葬祭執行者（喪主） 問合せ先 保険年金課 国民健康保険担当 2階 10 番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

手続き② 国民健康保険に関する証等の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、国民健康保険に関する証等を返還してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 国民健康保険資格確認書（お持ちの方のみ） ☐ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） ※「資格情報のお知らせ」は、返還不要です。	ご遺族 問合せ先 保険年金課 国民健康保険担当 2階 10 番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

手続き③

世帯員の国民健康保険資格確認書の返還
(世帯主が亡くなられた場合等)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、世帯全員分の資格確認書の返還が必要です。なお、世帯主変更後の新しい資格確認書は郵送いたします。(マイナ保険証をお持ちでない方)。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 国民健康保険資格確認書（世帯全員分） （お持ちの方のみ）	ご遺族
	問合せ先 保険年金課 国民健康保険担当 2階 10 番窓口 (川崎市保険コールセンター) ☎ 044-200-0783

※「国民健康保険資格確認書」の詳細については、川崎市HPなどをご参照ください。
「資格情報のお知らせ」は、返却不要です。

MEMO

3. 保険に関する手続き

神奈川県後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方のみ。死亡届時に回収済みである場合は不要。） ☐ 印鑑（葬祭を行った方（喪主）のもの） ☐ 振込先金融機関、口座番号などの控え（葬祭を行った方（喪主）の名義） ☐ 会葬礼状又は葬祭領収書（喪主及び亡くなられた方の氏名、葬祭日の確認ができるもの）	葬祭執行者（喪主） 問合せ先 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 2階9番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

手続き② 後期高齢者医療制度に関する証等の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合、後期高齢者医療制度に関する証等を返還してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方のみ） ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） ※「資格情報のお知らせ」は、返還不要です。	ご遺族 問合せ先 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 2階9番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

※「後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせ」の詳細については、神奈川県後期高齢者医療広域連合HPなどをご参照ください。

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返還

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、返還が必要です。		なし
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 介護保険被保険者証	どなたでも可	
	問合せ先	
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 2階9番窓口 ☎ 044-965-5188	

介護保険で介護認定を受けていた

手続き 負担割合証、負担限度額認定証の返還

手続き詳細		期 限
介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は返還が必要です。		なし
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 介護保険負担割合証 （お持ちの方のみ） ☐ 介護保険負担限度額認定証 （お持ちの方のみ）	どなたでも可	
	問合せ先	
	高齢・障害課 介護認定給付係 2階14番窓口 ☎ 044-965-5146	

MEMO

5. 子どもに関する手続き

満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満）の子どもを養育している

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部又は全部停止となる可能性があります。	なし ※期限はありませんが、 遡及はできません。
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類 （ご遺族及びご遺族の扶養義務者のもの） ☐ 申請者と児童の戸籍謄本 ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 年金手帳（ご遺族のもの） ※その他、申請書類については、申請する 方の状況により異なりますのでお問合せ ください。	ご遺族 問合せ先 児童家庭課 2階 15 番窓口 ☎ 044-965-5158

MEMO

満18歳の年度末まで（障害児・高等学校在学中の場合は20歳未満）の子どもを養育している

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障害児・高等学校在学中は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、保険医療費の自己負担分（食事療養標準負担額などを除く）を助成します。	なし ※期限はありませんが、 遡及はできません。
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類 （申請者及びご遺族の扶養義務者と子どものもの） ☐ 児童扶養手当の証書又は児童扶養手当支給停止通知書 ☐ 申請者と児童の戸籍謄本 ☐ 健康保険の記号・番号及び保険者名の分かるもの（申請者と子ども双方のもの） ※マイナンバーカード、資格確認書等 ☐ 所得情報の照会に関する同意書 （同居の親族がいる場合） ※その他、申請書類については、申請する 方の状況により異なりますのでお問合せ ください。	ご遺族 問合せ先 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 2階9番窓口 ☎ 044-965-5188

MEMO

5. 子どもに関する手続き

子どもが保育所などに入所している

手続き 保育所などの手続き

手続き詳細	期 限
保育所などの入所に際し、登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族 問合せ先 児童家庭課 2階 15 番窓口 ☎ 044-965-5158

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期 限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、各施設にお問合せください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
民間放課後児童クラブをご利用の方は、各施設にお問合せください。わくわくプラザをご利用の場合は、ご利用のわくわくプラザに直接お問合せください。	ご遺族 問合せ先 各施設にお問合せください。

MEMO

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・未支払手当請求の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給されていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって児童手当の受給資格が消滅します。今後、児童を監護される方（配偶者の方など）が亡くなられた方に代わって児童手当を受給するためには、申請が必要になります。 ただし、新しく受給者になれる方が公務員の場合は、職場での申請となります。 また、亡くなられた方に未だ支払われていない児童手当がある場合は、当該児童手当の支給対象児童となっていた児童に支給します。	死亡日の翌日から 15 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 健康保険資格確認書（ご遺族のもの、マイナ保険証をお持ちの場合は不要。共済組合に加入し、勤務先からの支給ではない場合は年金加入証明書等が必要） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	今後児童を監護する方
	問合せ先 区民課 住民記録第2係 2階5番窓口 ☎ 044-965-5121

MEMO

5. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者死亡届・未支払手当請求などの手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給されていた方が亡くなった場合、受給者死亡届の手続きが必要です。未払いの手当がある場合はご遺族の方が受け取ることができます。 また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部又は全部停止となる可能性があります。 申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問合せください。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 児童扶養手当証書 【新たな受給者として申請する場合】 ☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本（申請者と児童のもの） ☐ 年金手帳（ご遺族のもの） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類 （ご遺族及びご遺族の扶養義務者のもの） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	今後児童を養育する方 問合せ先 児童家庭課 2階 15 番窓口 ☎ 044-965-5158

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

【児童が亡くなられた場合】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
—	ご遺族
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係・精神保健係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159

【保護者が亡くなられた場合】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類 （申請に関係する全ての方のもの） 【資格喪失】 口座番号確認書類（対象児童のもの） 【受給者変更】 口座番号確認書類（新規受給者のもの） ※その他申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問い合わせください。	今後児童を養育する方 問合せ先 高齢・障害課 障害者支援係・精神保健係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159

5. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療証を持っていた

手続き ひとり親家庭等医療証の変更（消滅）届の提出

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、変更（消滅）の届け出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ ひとり親家庭等医療証	ご遺族
	問合せ先 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 2階9番窓口 ☎ 044-965-5188

小児医療証を持っていた、又は小児医療証をお持ちのお子さんの保護者が亡くなられた

手続き 小児医療証の返還

手続き詳細	期 限
小児医療証を持っていた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。また、申請者（保護者）が亡くなられた場合は、保護者を変更する手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 小児医療証	ご遺族
【保護者変更のお手続きの場合】 ☐ 小児医療証 ☐ 子どもの健康保険の記号・番号及び保険者名の分かるもの ※マイナンバーカード、資格確認書等 ☐ マイナンバー確認書類（変更後の保護者のもの） ☐ 本人確認書類（変更後の保護者のもの） ☐ 代理人の場合は委任状	問合せ先 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 2階9番窓口 ☎ 044-965-5188

交通事故・自然災害・不慮の事故で亡くなられた

手続き 災害遺児等福祉手当の手続き

手続き詳細	期 限
交通災害、自然災害、不慮の災害などにより、児童と同一生計を営む保護者（父・母又はそれに代わる方）が亡くなられた場合、又は重度の障害者（身体障害者手帳1級又は2級の方）になった場合、その児童と同一生計、同一世帯にある保護者で、市内に居住している方が申請できます。	なし ※期限はありませんが、 遡及はできません。
必要なもの	手続き可能な人
☐ 自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長などの発行する証明書 ☐ 医師が発行する死体検案書又は死亡診断書（亡くなられた場合）、身体障害者手帳の写し（障害を有する場合） ☐ 戸籍謄本 ☐ 世帯全員の住民票の写し ☐ 口座番号確認書類 ☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	今後児童を養育する方 問合せ先 区民課 住民記録第2係 2階5番窓口 ☎ 044-965-5121

市立小・中学校に通学又は入学予定のお子様がいる

手続き 保護者変更手続き

手続き詳細	期 限
保護者として登録されている方が亡くなられた場合、保護者変更の手続きが必要です。窓口で「変更届」を発行しますので、お子様が就学している学校に提出してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	お子様の親権者 問合せ先 区民課 住民記録第2係 2階5番窓口 ☎ 044-965-5121

5. 子どもに関する手続き

養育医療を受けていた

手続き 未熟児養育医療変更届の提出

手続き詳細	期 限
対象医療を受けていた子どもが亡くなられた場合、未熟児養育医療の中止（廃止）の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（保護者のもの）	保護者
	問合せ先
	児童家庭課 2階 15 番窓口 ☎ 044-965-5158

母子父子寡婦福祉資金貸付を受けていた

手続き 借受人死亡・解散届、貸付停止事由発生届、継続貸付申請書などの提出

手続き詳細	期 限
貸付を受けていた保護者又は子どもが亡くなられた場合、手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
※貸付の状況により異なりますのでお問い合わせください。	ご遺族、清算人の方
	問合せ先
	児童家庭課 2階 15 番窓口 ☎ 044-965-5158

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、返還が必要です。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 身体障害者手帳	ご遺族など	
	問合せ先	
	高齡・障害課 障害者支援係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159	

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の療育手帳について、返還が必要です。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 療育手帳	ご遺族など	
	問合せ先	
	高齡・障害課 障害者支援係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159	

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返還が必要です。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 精神障害者保健福祉手帳	ご遺族など	
	問合せ先	
	高齡・障害課 精神保健係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5259	

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の資格喪失届

手続き詳細		期 限
特別障害者手当を受給されていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。		死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ※申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族	
	問合せ先	
	高齡・障害課 障害者支援係・精神保健係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159	

MEMO

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の資格喪失届

手続き詳細		期 限
障害児福祉手当を受給されていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。		死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ※申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族	
	問合せ先 高齢・障害課 障害者支援係・精神保健係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159	

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

重度障害者医療証を持っていた

手続き① 重度障害者医療証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。重度障害者医療証を返還してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 重度障害者医療証	どなたでも可
	問合せ先
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 2階9番窓口 ☎ 044-965-5188

手続き② 重度障害者医療費助成の申請

手続き詳細	期 限	
重度障害者医療費助成制度の対象者が助成対象期間に神奈川県外の医療機関にかかったなど、医療費の負担をしていた場合は、医療費助成の申請を相続人代表者の方が行うことができます。 ※高額療養費に該当する場合、まず先に高額療養費の支給を受け、高額療養費支給決定通知書を受け取ってから、重度障害者医療費助成を申請してください。限度額適用認定証をお使いの方は、そのまま重度障害者医療費助成を申請できる場合があります。	受診月の翌月から5年以内	
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 重度障害者医療証 ☐ 川崎市重度障害者医療費助成振込先口座変更申請書（相続人代表者申立書） ☐ 口座番号確認書類（相続人代表者のもの） ☐ 戸籍謄本（亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かるもの。住民票の世帯が同じ場合は不要です。） ☐ 領収書（亡くなられた方が神奈川県後期高齢者医療広域連合の健康保険に加入していた期間に神奈川県外の医療機関に支払ったものは不要です。）	相続人代表者 <th>問合せ先</th> 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 2階9番窓口 ☎ 044-965-5188	問合せ先

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を返還してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 自立支援医療受給者証	どなたでも可
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係・精神保健係 2階 13 番窓口 更生医療：☎ 044-965-5159 精神通院：☎ 044-965-5259

自立支援医療受給者証（育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（育成医療）を返還してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 自立支援医療受給者証	どなたでも可
	問合せ先
	児童家庭課 2階 15 番窓口 ☎ 044-965-5158

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

経過福祉手当を受給していた

手続き 経過福祉手当の受給資格者の資格喪失届

手続き詳細	期 限
経過福祉手当を受給されていた方が亡くなった場合、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ※申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係・精神保健係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1 年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。 https://logoform.jp/form/FUQz/172853 	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 加入証書 （紛失した場合は加入証書紛失届）	ご遺族
☐ 口座番号確認書類（加入者のもの）	問合せ先
☐ 加入者の住民票	高齢・障害課 障害者支援係・精神保健係
☐ 対象障害者の消除された住民票	2階 13 番窓口
	☎ 044-965-5159

MEMO

特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた

手続き 特定医療費（指定難病）受給者証の返還

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の特定医療費（指定難病）受給者証について、返還が必要です。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 特定医療費（指定難病）受給者証	どなたでも可	
	問合せ先	
	地域ケア推進課 4階 41 番窓口 ☎ 044-965-5156 （川崎市特定医療コールセンター） ☎ 044-200-1979	

小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた

手続き 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の小児慢性特定疾病医療受給者証について、返還が必要です。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	どなたでも可	
	問合せ先	
	児童家庭課 2階 15 番窓口 ☎ 044-965-5158	

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

被爆者健康手帳を持っていた

手続き① 被爆者健康手帳等の返還

手続き詳細	期 限
被爆者健康手帳（又は第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証）、手当証書を窓口に戻還してください。死亡の事実の確認が取れず、死亡の翌月分以降の手当が支給されたときは、手当返納が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
※これまで提出を求めていた被爆者死亡届は、令和7年3月1日以降不要となりました。	ご遺族
☐ 被爆者健康手帳	問合せ先
☐ 手当証書（手当受給があった場合）	地域ケア推進課 4階 41 番窓口 ☎ 044-965-5156

手続き② 葬祭料の申請

手続き詳細	期 限
葬祭料の申請をすることができます。葬祭料は、被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、葬祭を行う方に支給します。ただし、死因が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は支給されません。 また、死亡の事実の確認が取れた場合、原爆死没者名簿に登載されます。登載を希望されない場合は葬祭料を申請する際にお申し出ください。	死亡から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 被爆者健康手帳	ご遺族
☐ 手当証書（手当受給があった場合）	問合せ先
☐ 認定書（厚生労働大臣から認定疾病の認定を受けていた場合）	地域ケア推進課 4階 41 番窓口 ☎ 044-965-5156
☐ 被爆者健康手帳返還希望申出書 （提出があった場合、無効印を押した手帳を返還）	
☐ 葬祭料支給申請書	
☐ 死亡診断書又は死体検案書	
☐ 会葬御礼又は領収書（故人と喪主の方のフルネームの記載があるもの。ない場合は申立書）	
☐ 葬祭料の振込先口座番号が確認できるもの （喪主の名義の口座に限る）	

身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っていた方の世帯が、水道料金・下水道使用料の減免制度を利用していた

手続き 水道料金・下水道使用料の減免の喪失届出

手続き詳細		期 限
身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っていた方の世帯が水道料金・下水道使用料の減免制度を利用していた場合、減免喪失の手続きが必要です。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 水道番号の分かるもの ☐ 本人確認書類（手続きに来られた方）	ご遺族など	
	問合せ先	
	高齢・障害課 障害者支援係・精神保健係 2階 13 番窓口 ☎ 044-965-5159	

公害医療手帳を持っていた

手続き 公害医療手帳の返還

手続き詳細		期 限
亡くなられた方がお持ちの公害医療手帳は必ず返還が必要です。公害健康被害補償法に基づく各種申請については、51 ページをご覧ください。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
公害医療手帳	どなたでも可	
	問合せ先	
	地域ケア推進課 4階 41 番窓口 ☎ 044-965-5156	

MEMO

7. 福祉（高齢者）に関する手続き

高齢者在宅サービス（介護保険外）を利用していた

手続き 高齢者在宅サービスの廃止手続き

手続き詳細		期 限
紙おむつの給付、寝具乾燥、訪問理美容サービス、緊急通報システム事業などを利用していた方は、廃止の手続きが必要です。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 本人確認書類（手続きに来られた方）	ご遺族等	
	問合せ先	
	高齡・障害課 高齡者支援係 2階 14 番窓口 ☎ 044-965-5148	

水道料金・下水道使用料の基本料金減免制度（要介護）を利用していた

手続き 水道料金・下水道使用料の基本料金減免の喪失届出

手続き詳細		期 限
水道料金・下水道使用料の基本料金減免喪失の手続きが必要です。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 水道番号の分かるもの ☐ 本人確認書類（手続きに来られた方）	ご遺族等	
	問合せ先	
	高齡・障害課 高齡者支援係 2階 14 番窓口 ☎ 044-965-5148	

MEMO

8. 税金に関する手続き

普通自動車を所有していた

手続き 普通自動車の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	死亡から 15 日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご相談ください。	相続人又はご遺族
	問合せ先
	関東運輸局 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2036

軽自動車を所有していた

手続き 軽自動車の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、軽自動車検査協会にご相談ください。	相続人又はご遺族
	問合せ先
	軽自動車検査協会 神奈川事務所 ☎ 050-3816-3118

MEMO

8. 税金に関する手続き

125cc以下のバイク（原付1種・2種・特定小型）を所有していた

手続き 原付1種・2種・特定小型の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 125cc 以下のバイク（原付 1 種・ 2 種・ 特定小型）の所有者が亡くなった場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
【名義変更】 ☐ 本人確認書類（相続人又はご遺族のもの） ☐ 譲渡証明書 ☐ 廃車申告受付書（廃車申告をしていない場合は、標識（ナンバープレート）及び標識交付証明書が必要） ☐ 住所を証明するもの （川崎市に住民登録があれば不要） 【廃車】 ☐ 本人確認書類（相続人又はご遺族のもの） ☐ 標識交付証明書 ☐ 軽自動車税の領収証書 ☐ 標識（ナンバープレート）	相続人又はご遺族
	問合せ先 かわさき市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-200-3962 こすぎ市税分室管理担当 ☎ 044-744-3222 みぞのくち市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-820-6559 しんゆり市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-543-8957

MEMO

126～250ccのバイク（軽二輪）を所有していた

手続き 軽二輪の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 126 ～ 250cc のバイク（軽二輪）の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご相談ください。	相続人又はご遺族
	問合せ先
	関東運輸局 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2036

250cc超のバイク（小型二輪）を所有していた

手続き 小型二輪の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 250cc 超のバイク（小型二輪）の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご相談ください。	相続人又はご遺族
	問合せ先
	関東運輸局 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2036

MEMO

8. 税金に関する手続き

小型特殊自動車を所有していた

手続き 小型特殊自動車の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
【名義変更】 ☐ 本人確認書類 (相続人又はご遺族のもの) ☐ 譲渡証明書 ☐ 廃車申告受付書（廃車申告をしていない場合は、標識（ナンバープレート）及び標識交付証明書が必要） ☐ 住所を証明するもの (川崎市に住民登録があれば不要) 【廃車】 ☐ 本人確認書類 (相続人又はご遺族のもの) ☐ 標識交付証明書 ☐ 軽自動車税の領収証書 ☐ 標識（ナンバープレート）	相続人又はご遺族
	問合せ先 かわさき市税事務所 市民税課 管理係 ☎ 044-200-3962 こすぎ市税分室 管理担当 ☎ 044-744-3222 みぞのくち市税事務所 市民税課 管理係 ☎ 044-820-6559 しんゆり市税事務所 市民税課 管理係 ☎ 044-543-8957

MEMO

不動産（土地・家屋）を所有していた

手続き 不動産の相続登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義などが変更になる場合には、法務局にて不動産の相続登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	相続で取得したことを知った日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
法務局へご確認ください。 	相続人又はご遺族
	問合せ先 不動産の所在が川崎区・幸区・中原区の場合、 横浜地方法務局 川崎支局 ☎ 044-244-4166 不動産の所在が高津区・宮前区・多摩区・麻生区の場合、 横浜地方法務局 麻生出張所 ☎ 044-955-2222 横浜地方法務局不動産登記部門 ☎ 045-641-7465

MEMO

8. 税金に関する手続き

固定資産税（土地・家屋・償却資産）が課されていた

手続き 固定資産税の代表相続人の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に固定資産税が課されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、代表相続人に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが代表相続人になれるのか、「市税代表相続人届」に必要事項を記入し、ご提出ください。なお、法務局への不動産（土地・家屋）の相続登記申請は必要となります。 ※相当の期間内に「市税代表相続人届」が提出されない場合、市が代表相続人を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※固定資産税以外にも市税が課されている場合には、全ての担当課に提出する必要はありません。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類 （相続人又はご遺族のもの） ☐ 市税代表相続人届	相続人又はご遺族
	問合せ先 かわさき市税事務所 資産税課 ☎ 044-200-3956 こすぎ市税分室 資産税担当 ☎ 044-744-3241 みぞのくち市税事務所 資産税課 ☎ 044-820-6565 しんゆり市税事務所 資産税課 ☎ 044-543-8971

MEMO

市民税が課されていた

手続き 市民税・県民税・森林環境税の代表相続人の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、代表相続人に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが代表相続人になれるのか「市税代表相続人届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「市税代表相続人届」が提出されない場合、市が代表相続人を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※市民税・県民税・森林環境税以外にも市税が課されている場合には、全ての担当課に提出する必要はありません。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類 (相続人又はご遺族のもの) ☐ 市税代表相続人届	相続人又はご遺族
	問合せ先 かわさき市税事務所 市民税課 市民税係 ☎ 044-200-3882 こすぎ市税分室 市民税担当 ☎ 044-744-3231 みぞのくち市税事務所 市民税課 市民税係 ☎ 044-820-6560 しんゆり市税事務所 市民税課 市民税係 ☎ 044-543-8958

MEMO

8. 税金に関する手続き

軽自動車税が課されていた

手続き 軽自動車税の代表相続人の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に軽自動車税が課され、かつ名義変更又は廃車の手続きをされずに賦課期日（毎年4月1日）をまたぐ場合、納税通知書や還付に関する書類は、代表相続人に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが代表相続人になれるのか「市税代表相続人届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「市税代表相続人届」が提出されない場合、市が代表相続人を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※軽自動車税以外にも市税が課されている場合には、全ての担当課に提出する必要はありません。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（相続人又はご遺族のもの） ☐ 市税代表相続人届	相続人又はご遺族
	問合せ先 かわさき市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-200-3962 こすぎ市税分室 管理担当 ☎ 044-744-3222 みぞのくち市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-820-6559 しんゆり市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-543-8957

MEMO

9. ペットに関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市に登録のある犬について、登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更がある場合、届出が必要です。 【新たな飼い主が市内にお住まいの場合】 - 犬にマイクロチップを装着していない又は装着しているが環境大臣指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）に登録していない場合は、犬の所在地を管轄している区の区役所衛生課で登録事項の変更の届出が必要です。オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）からの届出も可能です。 - 犬にマイクロチップを装着し、マイクロチップ情報を指定登録機関に登録している場合は、指定登録機関ホームページ「犬と猫のマイクロチップ情報登録」において、登録事項の変更手続きが必要です。手続きの際には、登録証明書に記載された暗証記号が必要となります。登録証明書を紛失されている場合については、指定登録機関へ直接お問合せください。 【新たな飼い主が市外にお住まいの場合】 犬の新しい所在地を管轄する自治体の狂犬病予防担当課（保健所など）に問合せの上、手続きをしてください。 ・環境大臣指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」 https://reg.mc.env.go.jp/ 	飼い主が死亡して 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
—	新しく飼い主となる人 問合せ先 衛生課 環境衛生係 3 階 31 番窓口 ☎ 044-965-5164 環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会 ☎ 03-6384-5320

10. 医療に関する手続き

肝炎治療受給者証を持っていた

手続き 肝炎治療受給者証の返納

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の肝炎治療受給者証について、返納が必要です。ただし、有効期限が満了した受給者証の返納は不要です。		速やかに
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 肝炎治療受給者証	どなたでも可	
	問合せ先	
	衛生課 感染症対策係 3階 31 番窓口 ☎ 044-965-5163	

11. 災害弔慰金に関する手続き

交通事故又は労働災害により亡くなられた

手続き 川崎市災害弔慰金の申請

手続き詳細		期 限
交通事故又は労働災害で亡くなられた場合、川崎市災害弔慰金が支給されます。		なし
必要なもの	手続き可能な人	
☐ 死亡理由が確認できるもの	ご遺族	
	問合せ先	
	地域ケア推進課 4階 41 番窓口 ☎ 044-965-5156	

MEMO

12. 食品・環境衛生・動物取扱業・医療関連の事業に関する手続き

食品営業・理美容所・クリーニング所・環境衛生営業・動物取扱業・医療機関・薬局・施術所・歯科技工所等の施設の営業を区内で行っていた

手続き 地位承継・廃止届・変更届

手続き詳細	期 限
区内で営業などを行っている施設の場合は衛生課にご相談ください。	手続きによって異なりますので、施設所在地を管轄する区役所衛生課にお問合せください。
必要なもの	手続き可能な人
手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。	法定相続人
	問合せ先
	衛生課 3階 31 番窓口 食品衛生係、環境衛生係 ☎ 044-965-5164 感染症対策係（医療系） ☎ 044-965-5163

MEMO

手続きの流れ

各種手続き

区役所外の手続き

届出について

営業時間

お問い合わせ

13. 受水槽に関する手続き

所有している建物に受水槽が設置されており、届出をしていた

手続き 変更届

手続き詳細	期 限
区内にある施設の場合は衛生課にご相談ください。	手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。
必要なもの	手続き可能な人
手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。	新しく設置者となる人
	問合せ先 衛生課 3階 31 番窓口 環境衛生係 ☎ 044-965-5164

MEMO

14. 医療職関係免許・調理師関係免許・クリーニング師免許に関する手続き

医療系（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）、栄養士、管理栄養士、調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師、クリーニング師の免許を持っている

手続き 抹消手続き

手続き詳細		期 限
必要な手続き方法については衛生課にご相談ください。		手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。
必要なもの	手続き可能な人	
手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者	
	問合せ先 衛生課 3階 31 番窓口 食品衛生係、環境衛生係 ☎ 044-965-5164 感染症対策係（医療系） ☎ 044-965-5163	

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。詳しくは、故人が働いていた勤務先にお問合せください。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		故人の健康保険の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。 （国民健康保険の加入の場合は原則14日以内）
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。 加入されている健康保険組合にご確認ください。
遺族厚生年金の請求	5年以内	詳しくは年金事務所又はねんきんダイヤルへお問合せください。 高津年金事務所 ☎ 044-888-0111 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ※ 050で始まる電話でおかけになる場合は、 03-6700-1165

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	国税に関する一般的なご相談は「国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）」にお問合せください。 ☎ 0570-00-5901
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	(麻生区所轄の税務署) 川崎西税務署 ☎ 044-965-4911
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

チェックリスト

各手続き

区役所外の主な手続き

相続について

市営住宅

県営住宅

該当事項	☑	主な手続き	問合せ先
運転免許証	☐	返納手続き ※返納は義務ではありません。運転免許証の有効期限が満了していない場合には、運転免許証更新連絡書などの通知が届くことになります。通知の停止を希望される場合には、手続きが必要になります。	麻生警察署 ☎ 044-951-0110 (代) 運転免許センター ☎ 045-365-3111 (代) 運転免許センター もしくは上記警察署など、 神奈川県内の警察署 (横浜水上警察署を除く。) にてお手続きください。
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へお問合せください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
公害健康被害補償法に基づく各種申請	☐	申請が必要な方は環境保健・アレルギー疾患対策課にお問合せください。	健康福祉局保健医療政策部 環境保健・アレルギー疾患対策課 ☎ 044-200-2488
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 又は代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 又は代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	国税相談専用ダイヤル (ナビダイヤル) ☎ 0570-00-5901 川崎西税務署 ☎ 044-965-4911
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者移転 (相続) 登記など	横浜地方法務局川崎支局 ☎ 044-244-4166 横浜地方法務局麻生出張所 ☎ 044-955-2222 横浜地方法務局本局 ☎ 045-641-7461
不動産 (空家) の相続など	☐	不動産 (空家) の相続などの相談	川崎市住宅供給公社 「すまいの相談窓口」 ☎ 044-244-7590
市営住宅	☐	市営住宅の入居承継手続き、廃止届の提出など	川崎市住宅供給公社 (溝ノ口事務所) ☎ 044-811-1137 (高津、宮前、多摩、麻生)
県営住宅	☐	県営住宅の各種手続き	川崎サービスセンター ☎ 044-511-9529

該当事項	☒	主な手続き	問合せ先
特別永住者に関する手続き	☐	特別永住者証明書の返還	最寄りの地方出入国在留管理官署 東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259 東京出入国在留管理局横浜支局 ☎ 0570-045259 東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所 ☎ 044-965-0012
ごみの分別や収集	☐	大量のごみがある場合など、ごみの収集などに関する問合せ	多摩生活環境事業所 ☎ 044-933-4111
水道	☐	上下水道の名義変更など	上下水道お客さまセンター ☎ 044-200-3548
農地の相続など	☐	農地の相続などの届出	農業委員会事務局 ☎ 044-860-2461
森林の土地の相続	☐	森林の所有者の変更届	経済労働局農地課 ☎ 044-860-2461
クレジットカード	☐	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
相続同意書・遺産分割協議書の作成など	☐	相続同意書・遺産分割協議書の作成手伝いなど	

※手続きに必要な書類の中には、区役所などで発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問合せいただいてから、区役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問合せください

必要書類の準備



遺言書はありますか？

はい



遺言書どおりに相続しますか？

はい



手続きをされる方は
遺言執行者さまですか？

はい

A

遺言執行者さまが
お手続きされる場合

いいえ

いいえ

B

受遺者さまが
お手続きされる場合



遺産分割協議書がありますか？

はい

C

遺産分割協議書が
ある場合

いいえ

いいえ

D

遺言書・遺産分割
協議書がない場合

代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合: 遺言執行者分 ・遺言書がない場合: 相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書又は、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各手続き

区役所での主な手続き

相続について

必要な書類

よくある質問

☒	項 目	備 考
☐	相続人の調査・確定	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。区役所の証明発行の担当窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とご相談ください。
☐	遺言書の調査	自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査	被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、被相続人が本市に所有していた不動産の課税状況の確認については、相続関係が分かる書類（戸籍謄本等）をお持ちの上、各市税事務所資産税課・市税分室資産税担当までご相談ください。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	備 考
☐	所得税の準確定申告	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

不動産（空き家）を相続された方へ

◆その空き家、活用しませんか？

コミュニティカフェやこども食堂など、地域のまちづくりのために空き家を利活用したい希望者がたくさんいます。
空き家所有者の方は、まずはお気軽にご相談を。

市 HP



◆空き家の譲渡所得特別控除

相続した空き家やその敷地などを譲渡した場合、一定の要件を満たしていれば譲渡所得に対する特別控除を受けられます。

市 HP



【問合せ先】

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎18階

電話：044-200-0517 FAX：044-200-3970

E-mail：50zyusei@city.kawasaki.jp

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

相続財産目録

相続財産目録

相続財産目録

相続について

相続財産目録

相続財産目録

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

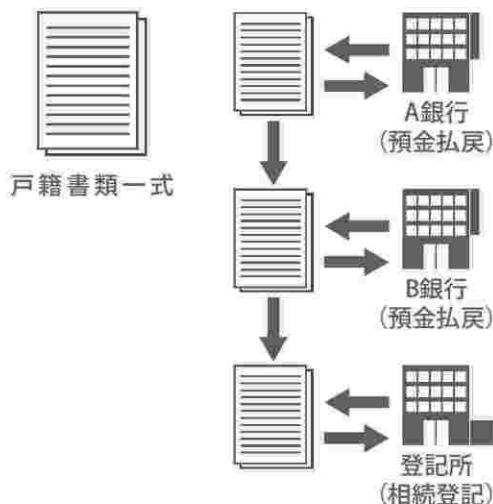
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

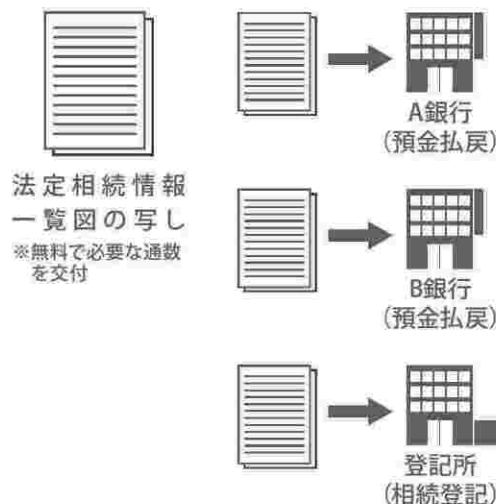
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出 (法定相続人又は代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



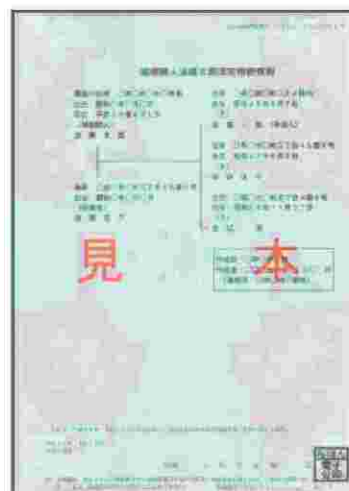
③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人(頼まれた方)

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者(頼む方)

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____

(宛先)麻生区長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が署名又は記名押印してください。

※年金の手続きでは、別途所定の様式による委任状が必要です。

これからご自身や親族の終活を検討されている方へ

終活に関する相談及び川崎市未来あんしんサポート事業のご案内

川崎市では、いつまでも安心して過ごせるよう、川崎市社会福祉協議会が高齢者の方などの終活を支援しています。

◆終活に関する相談

終活に関する一般的な相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

例：終活を始めたい、どのような準備をすればいいの？

頼れる親族がいなくて、今後のことを誰かに相談したい！ など

◆私と家族の終活べんり帳の配布

終活に関して知っておきたいこと、考え方のポイントやよくある質問をまとめた「終活べんり帳」を発行し、区役所、図書館、市民館等で配布しています。

◆エンディングノートの配布

川崎市・川崎市社会福祉協議会の協力により、川崎フロンターレがエンディングノートを製作し、区役所、図書館、市民館、福祉パル等で配布しています。

是非お手に取っていただき、これまでの人生を振り返り、終活にご活用ください。

◆川崎市未来あんしんサポート事業

親族等からの支援を受けられない方等を対象に、遺言の作成支援・生前の見守りや、逝去後の葬儀・埋葬等の死後事務及び遺言執行をいたします。なお、利用には、川崎市社会福祉協議会との契約及び死後事務の執行に係る実費相当の預託金等のお預入れが必要です。

【問合せ先】

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

川崎市あんしんセンター終活支援課

〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター(6階)

電話：044-712-3372 FAX：044-739-8738

MEMO

司法書士法人 駅前双葉相談事務所

相続 登記 遺言

不動産や
預貯金の
名義変更を
したい

遺言の書き方を
知りたい

何をすれば
よいのか
わからない

手続きが面倒で
やる気が
起きない

忙しくて
時間がない



そんな時は
司法書士にお任せください！

司法書士
坪井卓郎



司法書士・宅建士・FP2級
立教大学 相撲部主将
(軽量級 全国大会優勝)
神奈川県司法書士会 (相模原支部)

まずはお気軽にご相談ください。
声に出すことで“ホッ”とする方が
ほとんどです。

出張相談可能
30分初回相談無料
明確な料金を提示

司法書士
田端最利雄



司法書士・行政書士・宅建士
登山・キリマンジャロ登頂
東京司法書士会 (町田支部)



町田市鶴川駅前の司法書士法人
駅前双葉相談事務所

東京都町田市能ヶ谷1-7-1 ダイヤモンドビル4階
受付時間：10:00～20:00 土日祝対応可

☎042-737-6767

Mail: tabata.m@ekimae-soudan.jp

HPはこちら



鶴川司法書士法人 駅前双葉相談事務所 | 検索

本冊子をご持参の場合、5%割引いたします。

相続した不動産の
手続きがわからず放置...
これからどうしよう

相続した実家が
古くなってきた。
今からでも
売れるのかな...

空き家の片付けが
進まなくて、
売るに売れない...

買取・売却も 空き家のお悩み

小田急線
沿線情報

お任せください!



住まいに関わるお悩みを丁寧に整理しながら、
お客様にとって最適なサービスをご提供いたします。

当社の3つのこだわり

無料査定

不動産の状態を確認し、
空き家をまるごと買取、
または売却いたします。

片付け不要

家財等がそのままでも
まるごと買い取ります。
また、大切な思い出の
遺品整理の相談も
承ります。

不動産 手続き対応

相続登記や建物解体後の
滅失登記等の手続きは
専門家とワンストップで
対応いたします。

相続した不動産に関するお悩みをトータルサポートします

まずはお気軽にご相談ください



小田急不動産

小田急不動産株式会社 新百合ヶ丘店

〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺1丁目18-1 新ゆり 小田急 住まいのプラザ内

0120-090-918

TEL.044-966-0909

FAX.044-966-0755

定休日/火曜日・水曜日
E-mail/shinyuri@odakyu-fudosan.co.jp



HPはこちら

宅地建物取引業者:国土交通大臣(15)第1168号

相続税申告

川崎市麻生区の皆様

『対象かもしれない』

と感じたら、まずは専門家にご相談ください。

代表メッセージ

相続は財産の分配に留まらず、人と人との繋がりを未来へ紡ぐ大切なプロセスです。安心して何でも相談し、また提案してもらえらる専門家になりたいと考え、相続に特化する決意をしました。一人で抱えこまず、まずはお気軽にご相談ください。



安心の 料金体系

相続財産に対して一律 **0.7 %**

土地：6万/筆 非上場株式：15万/株
法定相続人（2名以上～）：10%/人



相続専門の 税理士事務所

相続専門で実績豊富な税理士が在籍。
「風邪をひいたら内科」に行くように、
相続の専門家へぜひお任せください。



手続き丸ごと おまかせ

各専門家と提携して遺産分割協議書の作成
から、不動産の相続登記、遺品整理まで。
必要な手続きをトータルサポート。

まずはお電話で無料相談
☎ 03-6773-5295

（※ 相続税の納税義務の目安は総資産3,600万円～） 営業時間：平日 10:00～18:00

24時間受付
スマホで質問



税理士法人プライムパートナーズ

〒107-0052 東京都港区赤坂5丁目2-33 Isai Akasaka 17階（東京税理士会所属）

相続税のプライム



「本誌ご持参」または「お電話にてご連絡」いただきましたら 基本料金を10%OFF。お気軽にご相談ください。

あの人に、頼んでよかった。

野村の仲介  PLUS

**無料
不動産査定**

**相続不動産の
ご相談**

**空き家・
空地のご相談**

売却して
即現金化したい

空き家になるので
売りたい

どれくらいの
価値があるのか
知りたい

何から
したら良いか
分からない

お困りでは
ありませんか？

司法書士・税理士・残置物撤去業者・建物解体業者と
提携しております！ワンストップサポート可能！

野村の
仲介  PLUS

**野村不動産ソリューションズ株式会社
新百合ヶ丘センター**

〒215-0021 川崎市麻生区上麻生1丁目5番1号 リそな新百合ヶ丘ビル4階
国土交通大臣免許 (6) 第6101号 (一社) 不動産流通経営協会会員 (公社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟

お気軽にお問い合わせください



0120-700-729

↓ 無料査定 ↓





地域に密着！スピード解決！

相続のことなら 森健一税理士事務所



☒ 相続って何すればいいの？ ☒ 税金の対策がしたい！

そのお悩み、森健一税理士事務所にお任せください！！

- 相続税・贈与税の相談・申告
- 相続アドバイザー2名在籍
- 今後の相続シミュレーション
- 他士業・住宅メーカーとスピード連携

HPのお問い合わせフォームをご利用いただけます。
まずは、お気軽にご相談ください。

Mori Kenichi Office
森健一税理士事務所

所属会：東京地方税理士会 登録氏名：森 健一

044-322-9068

▶ 24 時間 365 日いつでもどうぞ！

〒215-0023

川崎市麻生区片平 5-35-8

HP: <https://mori1025.tkcncf.com/>



相続のご相談はお任せください 面倒な相続手続きをお引き受けいたします

遺言書作成

家族信託
成年後見



不動産、預貯金、
株式の承継手続き

財産目録作成
遺産分割について

平成8年の開業以来、地元の方から多くのご相談、ご依頼をお受けしています

司法書士 梨子本綜合法務事務所

〒215-0021 川崎市麻生区上麻生 1-6-1 かわしん新百合丘ビル4階 新百合ヶ丘駅徒歩3分

TEL

044-952-9550

電話受付時間 9:00～18:00(土日祝日対応可能 ※予約制) 登録氏名: 梨子本 靖 所属会: 神奈川県司法書士会



川崎市麻生区・多摩区で相続のご相談なら

多摩川あおぞら法律事務所にご相談ください

思いがけない家族とのトラブル、突然の裁判所からの連絡、将来の相続への不安など
相続にまつわる問題の解決は、**法律の専門家である弁護士**にご相談ください。

遺産分割のトラブル・ 遺留分の請求

相続人の一人が、
財産を独り占めしている。
遺産分割の話合いが
できない。

相続放棄

借金を受け継ぎたくない、
どんな財産があるか
わからないので、
相続放棄したい。

弁護士による 直接対応

弁護士が、ご相談者様のお話を直接伺います。

遺言の作成・信託

将来、遺された子どもたちが
争わないように、
納得のいく遺言をつくりたい。

小田急線・駅チカ

新百合ヶ丘駅から徒歩10分、
最寄り駅から徒歩1分

専門家の知識と経験を活かした問題解決は、当事務所にお任せください。

まずは、お気軽にご相談ください。

多摩川あおぞら法律事務所

〒201-0014 東京都狛江市東和泉4-3-7ウェルスティビル301
[登戸から新宿方面1駅(1分)、小田急線と泉多摩川駅・徒歩1分]

TEL 03-5761-9404 (弁護士直通)

平日10:00~18:00(事前にご連絡があれば、土日時間外の相談も可能です)
URL: <https://t-aozora.jp/index.html> E-mail: tamagawa.aozora@gmail.com

HPIはこちらから



右: 弁護士 村上 光明 (第一東京弁護士会所属)
左: 弁護士 高本 健太 (東京弁護士会所属)

あなたのニーズに応える 市街化調整区域に特化した不動産専門家



複雑な法的手続きや、売却の難しい物件に対しても、
適切なアプローチで解決策をご提案します。
相続や固定資産税の負担、売却の進まない物件など、
どんな問題でもお気軽にご相談ください。
農地、山林などの買取もご相談可能です!



▼詳しくはHPもしくはお電話で

<https://www.en-tochi.com/index.html>

株式会社縁 市街化調整区域

検索



株式会社 縁

許可番号: 知事(1)第32726号

〒210-0831 神奈川県川崎市川崎区観音1-7-11

044-742-9825

営業時間

10:00~18:00



相続

すべてお任せください

JR町田駅
徒歩1分
（小田原駅方面より）

キッズ
スペース
完備

お困りではありませんか？

- ・相続の手続をどうやって進めたらいいかわからない
- ・兄弟が遺産を管理しており情報開示してもらえない
- ・連絡が取れない相続人がいる
- ・兄弟仲が悪いので直接連絡を取りたくない
- ・遺言書があるがどう手続したらいいかわからない
- ・所有不動産が多くどう分けるべきか悩んでいる
- ・父の死亡後に借金が発覚した 等々



代表弁護士
駒津 彩果

ご相談だけでも大丈夫。
女性弁護士が直接お話を伺います。

「初めての相続で何をしたらいいかわからない」

そんな相談者様に一日も早く笑顔になっていただけるよう、弁護士一同尽力いたします。

1 和やかな雰囲気
丁寧に対応

2 相続人の感情面にも
配慮し、円満に◎

3 不動産売却、登記、相続税申告等
各士業と連携して
全て対応

遺産分割

もめている場合もそうでない場合もお任せください。単純な手続きから複雑な争いまですべて解決いたします。

遺留分請求

遺言書や生前贈与により相続分がなくても諦めないで。侵害できない権利を取り戻します。

相続放棄

被相続人に借金があったらすぐにご相談ください。3か月以上経っていても放棄できる場合があります。

本誌をご覧になった方限定
初回相談料

1時間まで
無料

※予約の際に本誌を見た
とお伝えください



弁護士法人ノア 東京弁護士会所属

まちだ駒津法律事務所

MACHIDA KOMATSU LAW OFFICE



042-851-8904 平日 9:00～18:00
(完全予約制)

JR町田駅
徒歩1分

東京都町田市原町田 1-1-3
ハイストーンビル303



一つ一つのご家族に
心を込めて寄り添いたい
それが、早野石材店の想いです

お墓のことなら 何でもご相談ください

建墓後のアフターサービスも充実

墓石工事

クリーニング・修繕

墓じまい

ご納骨・戒名彫刻も承ります！ご相談のみでもOKです！



本誌ご持参のうえ、建墓ご契約いただいた方は10%オフ
また、お花のギフト券3,000円プレゼント

株式会社 **ハヤノ 早野石材店**



〒215-0016
神奈川県川崎市麻生区早野380-1
<http://hayano.jp/> E-mail: info@hayano.jp

☎ 0120-822-148

☎ 044-987-3116

FAX 044-987-8640

営業時間／ 9:00～17:00（木曜定休）



多摩
センター駅
徒歩1分

司法書士法人 行政書士 梶事務所

ENJU Legal Office

東京司法書士会所属

東京都行政書士会所属

初回
ご相談
無料

お気軽にご相談ください!

相続 遺産承継

名義変更をサポート

相続

お亡くなりになられた方が所有されていた不動産や自動車を
相続された方へと名義を変更するお手続きをお手伝い

他にも

相続財産に負債がある
財産を相続したくない

相続放棄手続に必要な書類を作成

相続人の間で話し合いが
まとまらない、進まない...

遺産分割調停の申立てに必要な書類を作成

相続人へ遺産の承継

遺産
承継

私たちが遺産管理人として、
亡くなられた方の不動産・預貯金・株式等のお手続きを執り行います

他にも

遺言執行者になったけど
手続きに不安がある

遺言執行手続を一からサポート

相続財産として何がどこにあるかわからない
不動産を売却して代金を相続人で分けたい

相続財産の調査&お手続きをサポート

「何から手を付けたらいいかわからない」状態でも大丈夫です
私たちと一緒に解決していきましょう

えんじゅむしよ
梶事務所
とは?

元郵便局員と元技術系の司法書士2名で立ち上げた司法書士事務所です。
法律専門一筋ではないからこそ培った経験で、依頼者様第一をモットーに
日々お悩みをお聞きしております。

地域密着型

男女の司法書士

ご予約で土日祝&時間外OK

出張対応可能

司法書士 行政書士 鎌田 紀子 かまたのりこ

司法書士 行政書士 宮本 普雄 みやもと ゆきお



☎042-319-6127

営業時間 9:00~18:00 (土日祝を除く) 事前予約にて時間外のご相談も可
〒206-0034 東京都多摩市鶴牧一丁目3番地の10 シティハウス多摩207



◀ <https://enju-legal.com>

✉ info@enju-legal.com

えんじゅ事務所



1Fはセブイレブン入口は茗荷川沿い



大切な不動産のこと、 三井のリハウスにお任せください



秘密厳守

迅速対応

相続した不動産で、下記のようなお悩みはございませんか？

相続が発生した

親の財産を兄弟3人で
相続することになった。
良い分割案はないだろうか。



資産価値を把握したい

相続した不動産について、
現状の資産価値を
把握したい。



売却できるか知りたい

建物が古い…、
遠方にある…等、
売却できるのか相談したい。



資産活用の方法が知りたい

使用していない相続不動産。
有効活用したいが活用方法が
分からないので、教えてほしい。



相続時の「不動産に関すること」

三井のリハウスが幅広くサポートいたします。



家財及び
不要品整理

ご所有不動産の
資産価値レポート

相続税算出[※]
(目安)

三井のリハウス

有効活用
のご提案

相続登記など、
必要書類のご相談[※]

税務相談[※]

※提携の税理士・司法書士と連携して対応させていただきます。

不動産に関するご相談は三井のリハウス新百合ヶ丘センターへ 無料査定実施中

新百合ヶ丘センター



フリーコール

0120-310-862

E-mail shinyurigaoka@rehouse.co.jp

〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺1丁目1-1

新百合ヶ丘シティビルディング1F

小田急電鉄小田原線新百合ヶ丘駅 北口より徒歩1分

ホームページは
こちらの二次元バーコードを
ご利用ください



三井不動産リアルティ株式会社
新百合ヶ丘センター

044-954-3131

shinyurigaoka@rehouse.co.jp

〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺1丁目1-1 新百合ヶ丘シティビルディング1F

国土交通大臣(15)第777号

(一社)不動産協会会員 (一社)不動産流通経営協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

発行 麻生区役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 令和8(2026)年10月

